様式第十九号を次のように改める。

様式第19号（第８条関係）　（用紙Ａ４）

変　更　届　出　書

平成　年　月　日

登録年月日　平成　年　月　日

登録番号　建　—

届出者　印

殿

下記のとおり、

⑴　商号又は名称　⑵　営業所の名称又は所在地　⑶　資本金額

⑷　役員の氏名　⑸　個人の氏名　⑹　支配人の氏名

⑺　他に行つている営業又は事業の種類　⑻　技術管理者の氏名

について変更があつたので、建設コンサルタント登録規程第８条第１項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

電話番号	（　　）　　番
ＦＡＸ番号	
取扱い責任者 所属氏名	

記載要領

1　⑴から⑻までの事項については、不要のものを消すこと。

2　「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。

3　⑷に該当する場合には、当該変更に係る事項のみに限定せず、全体について「変更前」と「変更後」を対比させて記載すること。

4　⑴及び⑷の事項については、ふりがなを付すこと。

様式第二十号を次のように改める。

様式第20号（第９条関係）　（用紙Ａ４）

建設コンサルタント登録追加申請書

建設コンサルタント登録規程第９条第１項の規定により、登録部門について登録の追加を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

平成　年　月　日

申請者　印

殿

商号又は名称		登録番号	建　—	登録年月日	
登録の追加を受けようとする登録部門			技術管理者の氏名		
※登録部門の追加の年月日	平成　年　月　日				

電話番号	（　　）　　番
ＦＡＸ番号	
取扱い責任者 所属氏名	

記載要領

1　※印のある欄は、記載しないこと。

2　「技術管理者の氏名」の欄は、登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者で規程第３条第１号に該当するものの氏名を記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、様式第十号から様式第十五号までの改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の建設コンサルタント登録規程様式第十号から第十五号までは、平成二十三年四月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用し、同日前に決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第二百六十四号

地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月十四日　国土交通大臣　大畠　章宏

地質調査業者登録規程の一部を改正する告示

地質調査業者登録規程の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

4　前項の登録の更新の申請があつた場合において、第二項の有効期間満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間満了の後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。